

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十九号

令和五年埼玉県告示第千四百二十四号で公示した公共測量は、令和六年三月二十  
二日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭  
和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の  
規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元裕